

問番号	問内容
その他	
Q10-01	令和2年度第2次補正予算で、休業手当の支払を受けることができない労働者に対して、月額上限33万円の支援金を支給する新たな給付制度（「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金」）ができましたが、この給付と本支援金は関係があるのでしょうか。

どちらも厚生労働省が実施する制度で名称は似ていますが、支給対象者も支給内容も全く異なる別の制度です。

なお、お尋ねの給付金の問合せ先は以下のとおりです。

(参考)

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金

<<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>>

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

0120-221-276

月～金 8:30～20:00

土日祝 8:30～17:15